

平成24年11月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(平成24年度11月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

## 平成24年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】  
(一般会計)

福祉保健部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成24年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		子育て応援課	2
		医療政策課	4
		医療指導課	8
	2 歳入歳出事項別明細書		9
3 節の明細		13	
4 債務負担行為に関する調書	福祉保健課ほか	14	
5 繰越明許費に関する調書	医療政策課	16	

【予算以外】  
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第5号	鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の設定について	福祉保健課	17
議案第6号	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の設定について	障がい福祉課	21
議案第7号	鳥取県障害者支援施設に関する条例の設定について	障がい福祉課	43
議案第8号	鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例の設定について	障がい福祉課	49
議案第9号	鳥取県軽費老人ホームに関する条例の設定について	長寿社会課	53
議案第10号	鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例の設定について	長寿社会課	58
議案第11号	鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の設定について	長寿社会課	63
議案第12号	鳥取県介護保険施設に関する条例の設定について	長寿社会課	82
議案第13号	鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例の設定について	長寿社会課	90
議案第14号	鳥取県児童福祉施設に関する条例の設定について	子育て応援課 青少年・家庭課 子ども発達支援課	95
議案第15号	鳥取県婦人保護施設に関する条例の設定について	青少年・家庭課	111
議案第16号	鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の設定について	子ども発達支援課	114
議案第17号	鳥取県医療法施行条例の設定について	医療政策課	129
議案第18号	鳥取県保健所条例の一部改正について	福祉保健課	133
議案第19号	鳥取県認定子ども園に関する条例の一部改正について	子育て応援課	136
議案第22号	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について	福祉保健課	140

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
子育て応援課	5,624,294	△ 101,067	5,523,227			△ 101,067		
医療政策課	6,419,801	49,341	6,469,142				49,341	
医療指導課	12,805,097	1,724	12,806,821				1,724	
部計	53,821,083	△ 50,002	53,771,081			△ 101,067	51,065	

説明

- 1 子育て王国とっとりの推進
  - ・市町村地域子育て特別支援事業
  
- 2 安心医療と健康づくり
  - ・(新)看護師養成機関に関するニーズ調査費
  - ・(新)違法ドラッグ(指定薬物)検査体制構築事業
  - ・【債務負担行為】臨時特例医師確保対策奨学金(鳥取大学臨時養成枠)

平成24年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7573)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
市町村地域子育て特別支援事業	4,250	14,050	18,300			(基金繰入金) 14,050		
トータルコスト	4,250	14,050	18,300	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							

事業内容の説明 【「鳥取県安心こども基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

安心して子どもを育てることができる環境を整備することを目的に、子育て支援施策に係る電子システム化の取組や、東日本大震災により被災した避難児の支援に取組む市町村に対して補助を行う。  
※当初の見込みを上回る計画があることから、現計予算額に追加するもの。

2 主な事業内容

(1) 実施予定事業

- ・家庭児童相談記録の電子化(米子市) 6,300千円
- ・乳幼児健診情報システムへの家庭児童相談記録管理機能の追加(倉吉市) 5,250千円
- ・認定こども園開園に伴う保育料等管理システム改修(三朝町) 2,500千円

(2) 補助対象経費

事業の実施に必要な需用費(消耗品費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費等)、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費等

(3) 補助率

10/10 (安心こども基金・地域子育て特別支援事業)

(4) 所要額一覧

(単位: 千円)

項目	補助金所要額	内訳
既計画 (補正前)	4,250	保育料等システム改修(鳥取市) 2,700
		被災した避難児の保育料減免(倉吉市) 500
		児童扶養手当システム改修(倉吉市) 1,050
追加計画 (今回補正)	14,050	家庭児童相談管理システム整備(米子市) 6,300
		乳幼児健診情報システム改修(倉吉市) 5,250
		保育料等管理システム改修(三朝町) 2,500
合計	18,300	

平成24年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7150）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育て拠点施設等整備事業	153,237	△115,117	38,120			(基金繰入金) △115,117		
トータルコスト	154,846	△115,117	39,729	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	-				
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							

事業内容の説明

【「鳥取県安心こども基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

保育及び子育て環境の充実を図るため、鳥取県安心こども基金を財源として、保育所の緊急整備等を行う。

2 主な事業内容

(減額理由)

- ・三朝町、北栄町、日南町で計画されていた子育て支援のための拠点施設整備事業の計画延期等による減額
- ・米子市の保育所緊急整備における事業計画の見直しによる補助対象経費の減額

(注) 減額による財源(安心こども基金)は、平成24年度子育て拠点施設等整備事業補助(債務負担行為)に充当

⇒鳥取市(賀露みどり保育園の改築) 97,456千円(補助金額)

<参考>

○保育所緊急整備事業補助

【事業主体】 市町村(間接補助先:社会福祉法人等)

【補助対象経費】 保育所の創設、修理、改造、整備に係る経費

【負担割合】 安心こども基金1/2、市町村1/4、事業者1/4

○子育て拠点のための拠点施設整備事業補助

【事業主体】 市町村

【補助対象経費】 子育て支援のための拠点施設の創設、改築、大規模修繕等に係る経費

【負担割合】 安心こども基金1/2、市町村1/2

平成24年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費  
4項 医業費  
2目 医務費

医療政策課 (内線: 7195)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
[債務負担行為] 臨時特例医師確保対策奨学金 (鳥取大学臨時養成枠)	151,200 0	21,600 0	172,800 0			21,600 0	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)			
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書類の発送業務			
工程表の政策目標(指標)	医師数の増 (目標値: 1,130人 (平成30年末))						

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

医師確保を推進するため、鳥取大学医学部に設置している臨時養成枠について、平成25年度入学者に対する奨学金の貸付枠を2名増員する。

大学名	補正前	追加増員数	合計
鳥取大学	12名	2名	14名
岡山大学	1名	—	1名
山口大学	1名	—	1名
合計	14名	2名	16名

2 主な事業内容 (仕組みは現行どおりとし、2名の枠の拡大を行うもの)

- 貸付対象 鳥取大学医学部臨時養成枠入学者  
2浪まで (出身地、卒業高校の所在地を問わない)
- 貸付枠 鳥取大学医学部: 2名
- 奨学金の額 150千円/月 (年額1,800千円)
- 貸付期間 原則大学卒業の月まで (貸付限度期間は6年とする。)
- 返還免除 卒業～臨床研修期間修了後、貸付期間の1.5倍の期間以内に知事の指定する  
県内医療機関に貸付期間と同期間勤務した場合に返還免除
- 返還免除対象勤務先 県内公的病院、自治体立病院、自治体立診療所  
県内大学医学部附属病院、救急告示病院、精神救急医療施設

[債務負担行為額]

平成25年度貸付開始者分 21,600千円 (追加増員分)  
(内訳) 150千円×12月×2人×6年=21,600千円  
(財源) 一般財源 21,600千円

(参考) 債務負担行為額累計

(単位: 千円)

大学名	補正前	補正額	合計
鳥取大学	129,600	21,600	151,200
岡山大学	10,800	—	10,800
山口大学	10,800	—	10,800
合計	151,200	21,600	172,800

3 これまでの取組状況、改善点

<医師確保対策の取組>

・各種医師養成奨学金の貸し付け

(単位: 人)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
地域枠	5	5	5	5	5	5	3	33
一般枠		23	5	12	9	6	5	60
特別養成枠				5	5	5	5	20
臨時養成枠					8	11	10	29
合計	5	28	10	22	27	27	23	142

※合計のうち36名は貸付終了

- ・鳥取大学医学部寄附講座 (地域医療学講座) 開設
- ・次世代医師交流事業による奨学生を対象とした地域医療研修会、学生同士の交流
- ・地域医療体験研修 (サマーセミナー等) の実施
- ・臨床研修指定病院協議会活動、臨床研修指導医講習会、臨床研修医セミナーの実施
- ・医師登録・派遣システムによる医師派遣
- ・専門研修医師支援事業、次世代医師海外留学支援事業による研修派遣の実施
- ・女性医師就業支援事業、女性医師就業環境整備事業の実施
- ・インターネットによる医師求人情報の発信、研修医向けの冊子作成、メルマガなどによるPR

<改善点>

臨時養成枠の貸付枠を拡大することにより、県外出身者を含めた医師確保を推進することができる。

平成24年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7190）

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）看護師養成機関に関するニーズ調査費	0	3,636	3,636				3,636	
トータルコスト	0	4,441	4,441	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	調査の委託				
工程表の政策目標（指標）	看護職員数の増（目標値：5,724人（平成27年末））							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県東部において看護師養成の専門学校、中部において看護大学の設置の動きがあることから、これらを実現するための支援策等を検討し、県内の看護師不足を解消することを目的として検討会を設置したが、この検討会での基礎資料とするため、看護師養成機関のニーズ調査を実施する。

2 主な事業内容

(1) 調査の狙い

- ・看護系の人材育成に関する期待やニーズ
- ・看護系の大学新設や専門学校新設に関する期待やニーズ
- ・期待する教育に関する声
- ・県内の看護系教育への問題意識や課題意識

(2) 調査対象

高校生、高校進路指導教員、医療機関

(3) 調査エリア

県内、島根県、岡山県、兵庫県

(4) 委託内容

アンケートの設計、集計、分析等

(5) 調査委託期間

平成25年2月から3か月程度

(6) 委託業者については、公募型プロポーザル方式により受託者を選定する。

3 これまでの取組状況

看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会を設置した。

- ・委員数19名

（医療関係団体、病院、福祉施設、看護師養成機関、教育関係、地元自治体、地域住民代表）

- ・第1回検討会：平成24年11月6日（火）に開催

平成24年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7190）

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 看護職員等充足対策費	0	債務負担行為 600,432	債務負担行為 600,432			債務負担行為 基金繰入金 7,200	債務負担行為 593,232	
トータルコスト	0	0	0	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	修学資金募集				
工程表の政策目標（指標）	看護職員数の増（目標値：5,724人（平成27年末））							

説明 【「鳥取県地域医療再生基金（2次計画分）」充当事業】

1 事業の目的

県内に就業する看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保のため、各養成施設等に在学する学生に対し、修学に必要な資金を平成25年度に新たに貸付する。

2 事業の内容

(1) 期間 平成25～29年度

(2) 平成25年度新規貸付予定人数及び限度額

区分	平成24年度 新規貸付人数	平成25年度	
		新規貸付予定人数	金額
①看護職員修学資金	269人	300人	404,592
②看護職員奨学金	16人	20人	57,600
③理学療法士等修学資金	80人	80人	138,240
計	365人	400人	600,432

<看護職員修学資金等の概要>

①看護職員修学資金

・貸付対象者 県内外の看護職員を養成する学校、養成所、大学等に在学している者で、卒業後、県内の医療機関等で看護職員として従事する意思のある者。

・貸付月額

	国立・公立	私立
看護系大学	48,000円	61,000円
看護系短期大学、保健師、助産師、看護師等養成所	32,000円	36,000円
看護系5年一貫校	32,000円	36,000円
准看護師養成所	15,000円	21,000円

・返還猶予の条件 県内の医療機関等で、看護職員として就業しているとき。

・返還免除の条件 看護職員養成施設等を卒業後、県内の医療機関等において引き続き5年間看護職員として業務に従事したとき。（免除額：全額免除又は半額免除）

②看護職員奨学金

・貸付対象者 鳥取大学医学部保健学科看護学専攻に在学している者（地域枠推薦入学生及び鳥取県看護職員養成枠入学生に限る。）で、卒業後県内の病院等で看護師又は助産師として従事する意思のある者

・奨学金の額 月額 60,000円

・返還猶予及び返還免除の条件については、看護職員修学資金と若干異なるが、類似した制度

③理学療法士等修学資金

・貸付対象者 理学療法士等養成施設に在学している者であり、将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事する意思のある者

・貸付月額 国公立等養成施設 32,000円 その他の養成施設 36,000円

・返還猶予の条件 貸付終了後、理学療法士等として県内で従事しているとき。

・返還免除の条件 養成施設を卒業後、県内において修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間以上従事したとき。



平成24年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7190）

6目 鳥取看護専門学校費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> (新)鳥取看護専門学校 等冷暖房設備改修費	0	45,705	45,705				45,705	
トータルコスト	0	45,705	45,705	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	契約手続き、支払等				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 施設の空調設備の老朽化等により施設内の冷房の効きが悪く、夏場の室温が上昇することから冷暖房設備の改修を行う。</p> <p>2 主な事業内容 鳥取看護専門学校の教室、研修室及び鳥取療育園保育室等の冷暖房施設の改修</p> <p>○総事業費 45,705千円 内訳) 実施設計委託費 2,451千円 工事請負費 43,254千円</p>								

平成24年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

4目 薬務費

医療指導課(内線:7203)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)違法ドラッグ(指定薬物)検査体制構築事業	0	1,724	1,724				1,724	
トータルコスト	0	1,724	1,724	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	指定薬物の含有が疑われる製品の試験検査体制の構築				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>現在、薬事法において73物質(11月16日より17品目が追加)の指定薬物が規制されているが、指定薬物の含有が疑われる製品を発見したとしても、薬事法で規制されている物質が含有されているか確定出来なければ、薬事法上の取締りや罰則規定が適用できない。</p> <p>このため、衛生環境研究所における試験検査の体制を整備し、県内で指定薬物の含有が疑われる製品が販売されていた場合、入手した製品の含有物質の検査を行い、含有物質が薬事法の指定薬物かどうか確定し、指定薬物が含有されているものについては、薬事法に基づく取締りにつなげる。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>化学分析により製品中に指定薬物が存在していることを証明するためには、標準品(検査試薬)と製品の測定結果を比較する必要があるため、標準品の購入を行う。</p> <p>(2) 補正額 1,724千円</p> <p>(内訳)・指定薬物標準品購入 1,636千円</p> <p>・麻薬金庫設置費等 88千円</p> <p>○購入する指定薬物標準品は計35品目</p> <p>→現在厚労省において把握している製品からの検出成分のうち頻度の高いもの20品目</p> <p>→11月16日に新たに規制される17物質のうち、販売先が判明しており購入可能な15品目</p> <p>3 これまでの取組状況</p> <p>① 県内の救急告示病院に対して、違法ドラッグを使用したと思われる患者を診察した場合に、情報提供していただくよう通知を行った。</p> <p>② 平成24年8月末に県内計41か所(県内の輸入雑貨店、ハーブ店、リサイクルショップ、ラブホテル等を対象)に薬事監視員(医療指導課、各福祉保健局職員)と警察本部、警察署と合同訪問調査を実施したところ、県内における販売店はないことを確認した。</p> <p>③ 今後製品が都会から地方に流れてくることや使用者個人がインターネットにより購入するケースも予想されるため、県内での使用が広がる前の対策が必要であり、鳥取県独自の条例制定を検討中。</p>								

平成24年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	3款 民生費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
					補正前	補正額	補正後	2項 児童福祉費		
			補正前	補正額				補正後		
1	報酬	357,863		357,863	346,499		346,499	180,429		180,429
2	給料	1,578,128		1,578,128	1,514,854		1,514,854	1,083,102		1,083,102
3	職員手当等	890,843		890,843	859,002		859,002	641,169		641,169
4	共済費	630,261		630,261	604,561		604,561	430,498		430,498
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	484		484	484		484	484		484
8	報償費	78,684		78,684	69,059		69,059	48,260		48,260
9	旅費	68,035		68,035	59,864		59,864	25,293		25,293
	費用弁償	8,639		8,639	7,925		7,925	4,290		4,290
	普通旅費	36,894		36,894	32,560		32,560	16,083		16,083
	特別旅費	22,502		22,502	19,379		19,379	4,920		4,920
10	交際費									
11	需用費	194,582		194,582	186,235		186,235	131,458		131,458
12	役務費	94,103		94,103	85,034		85,034	56,409		56,409
13	委託料	2,705,300		2,705,300	2,632,522		2,632,522	2,124,468		2,124,468
14	使用料及び賃借料	71,488		71,488	67,124		67,124	40,108		40,108
15	工事請負費	83,096		83,096	83,096		83,096	50,296		50,296
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	42,267		42,267	42,247		42,247	34,996		34,996
19	負担金、補助及び交付金	32,709,778	△ 101,067	32,608,711	32,344,329	△ 101,067	32,243,262	4,355,058	△ 101,067	4,253,991
20	扶助費	2,293,450		2,293,450	2,293,450		2,293,450	607,800		607,800
21	貸付金	50,347		50,347	50,147		50,147			
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料	457,000		457,000	457,000		457,000			
24	投資及び出資金									
25	積立金	364,227		364,227	363,987		363,987	2,883		2,883
26	寄附金	1,250		1,250	1,250		1,250			
27	公課費	98		98	98		98	98		98
28	繰出金	2,558		2,558	2,558		2,558	2,558		2,558
	予備費									
	計	42,673,842	△ 101,067	42,572,775	42,063,400	△ 101,067	41,962,333	9,815,367	△ 101,067	9,714,300
財源	国庫支出金	3,198,597		3,198,597	2,970,138		2,970,138	1,494,156		1,494,156
	地方債									
	その他	4,884,332	△ 101,067	4,783,265	4,835,714	△ 101,067	4,734,647	1,211,568	△ 101,067	1,110,501
	一般財源	34,590,913		34,590,913	34,257,548		34,257,548	7,109,643		7,109,643

平成24年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	3款 民生費			4款 衛生費			4款 衛生費					
		うち福祉保健部			補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
		2項 児童福祉費						補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
		1目 児童福祉総務費											
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後					
1	報酬	84,261		84,261	141,154		141,154	75,342		75,342			
2	給料	1,083,102		1,083,102	1,414,744		1,414,744	707,180		707,180			
3	職員手当等	641,169		641,169	779,753		779,753	413,572		413,572			
4	共済費	419,691		419,691	559,792		559,792	278,438		278,438			
5	災害補償費												
6	恩給及び退職年金												
7	賃金	54		54	7,128		7,128	7,128		7,128			
8	報償費	16,136		16,136	66,032	121	66,153	57,080	121	57,201			
9	旅費	14,424		14,424	75,629	15	75,644	50,966	15	50,981			
	費用弁償	2,363		2,363	3,541		3,541	2,437		2,437			
	普通旅費	8,010		8,010	44,266		44,266	25,611		25,611			
	特別旅費	4,051		4,051	27,822	15	27,837	22,918	15	22,933			
10	交際費												
11	需用費	26,766		26,766	220,484	1,697	222,181	107,245	1,697	108,942			
12	役務費	14,480		14,480	73,399	27	73,426	43,866	27	43,893			
13	委託料	263,620		263,620	869,843	5,951	875,794	403,011	5,951	408,962			
14	使用料及び賃借料	11,893		11,893	74,456		74,456	39,716		39,716			
15	工事請負費	41,135		41,135	43,192	43,254	86,446	13,061	43,254	56,315			
16	原材料費												
17	公有財産購入費				210		210						
18	備品購入費	11,113		11,113	106,098		106,098	28,862		28,862			
19	負担金、補助及び交付金	1,651,376	△ 101,067	1,550,309	7,026,819	67,000	7,093,819	6,327,332		6,327,332			
20	扶助費	1,213		1,213	1,330,878		1,330,878	1,330,878		1,330,878			
21	貸付金				972,997		972,997	704,886		704,886			
22	補償、補填及び賠償金				350		350						
23	償還金、利子及び割引料				4,170		4,170	4,170		4,170			
24	投資及び出資金												
25	積立金	2,883		2,883	209,564		209,564	11,509		11,509			
26	寄附金				30,500		30,500	30,500		30,500			
27	公課費				30		30	30		30			
28	繰出金												
	予備費												
	計	4,283,316	△ 101,067	4,182,249	14,007,222	118,065	14,125,287	10,634,772	51,065	10,685,837			
財源内訳	国庫支出金	423,229		423,229	1,518,361		1,518,361	1,155,722		1,155,722			
	地方債				12,000		12,000	12,000		12,000			
	その他	564,401	△ 101,067	463,334	3,903,711		3,903,711	3,501,624		3,501,624			
	一般財源	3,295,686		3,295,686	8,573,150	118,065	8,691,215	5,965,426	51,065	6,016,491			

平成24年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		4項 医薬費								
		補正前	補正額	補正後	3目 保健師等指導管理費			4目 業務費		
補正前	補正額				補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	19,945		19,945	6,083		6,083	180		180
2	給料	241,930		241,930						
3	職員手当等	155,841		155,841						
4	共済費	93,728		93,728	894		894			
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	35		35						
8	報償費	22,566	121	22,687	1,690	121	1,811	719		719
9	旅費	23,289	15	23,304	5,078	15	5,093	1,671		1,671
	費用弁償	977		977	49		49			
	普通旅費	12,997		12,997	3,213		3,213	1,080		1,080
	特別旅費	9,315	15	9,330	1,816	15	1,831	591		591
10	交際費									
11	需用費	49,838	1,697	51,535	1,444		1,444	3,321	1,697	5,018
12	役務費	10,814	27	10,841	509		509	836	27	863
13	委託料	147,951	5,951	153,902	33,574	3,500	37,074	11,998		11,998
14	使用料及び賃借料	13,432		13,432	305		305	485		485
15	工事請負費		43,254	43,254						
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	21,971		21,971	15		15	18		18
19	負担金、補助及び交付金	5,388,371		5,388,371	61,791		61,791	2,714		2,714
20	扶助費	1,925		1,925				190		190
21	貸付金	704,886		704,886	501,186		501,186			
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	10,003		10,003						
26	寄附金	30,500		30,500						
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	6,937,025	51,065	6,988,090	612,569	3,636	616,205	22,132	1,724	23,856
財源内訳	国庫支出金	199,170		199,170	26,933		26,933	1,293		1,293
	地方債									
	その他	2,853,228		2,853,228	8,878		8,878	1,627		1,627
	一般財源	3,884,627	51,065	3,935,692	576,758	3,636	580,394	19,212	1,724	20,936

平成24年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費			福祉保健部 合計		
		うち福祉保健部					
		4項 医薬費					
		6目 鳥取看護専門学校費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	1,230		1,230	422,186		422,186
2	給料				2,222,034		2,222,034
3	職員手当等				1,272,574		1,272,574
4	共済費	3		3	882,999		882,999
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	賃金				7,612		7,612
8	報償費	5,369		5,369	127,071	121	127,192
9	旅費	1,949		1,949	111,702	15	111,717
	費用弁償	124		124	10,448		10,448
	普通旅費	1,400		1,400	58,477		58,477
	特別旅費	425		425	42,777	15	42,792
10	交際費						
11	需用費	5,313		5,313	293,894	1,697	295,591
12	役務費	1,227		1,227	128,960	27	128,987
13	委託料	749	2,451	3,200	3,036,268	5,951	3,042,219
14	使用料及び賃借料	998		998	106,940		106,940
15	工事請負費		43,254	43,254	96,157	43,254	139,411
16	原材料費						
17	公有財産購入費						
18	備品購入費	1,200		1,200	71,109		71,109
19	負担金、補助及び交付金	10		10	39,643,114	△ 101,067	39,542,047
20	扶助費				3,624,328		3,624,328
21	貸付金				755,033		755,033
22	補償、補填及び賠償金						
23	償還金、利子及び割引料				1,066,170		1,066,170
24	投資及び出資金						
25	積立金				375,496		375,496
26	寄附金				31,750		31,750
27	公課費				128		128
28	繰出金				2,558		2,558
	予備費						
	計	18,048	45,705	63,753	53,821,083	△ 50,002	53,771,081
財源内訳	国庫支出金				4,288,135		4,288,135
	地方債				12,000		12,000
	その他	15,497		15,497	8,337,538	△ 101,067	8,236,471
	一般財源	2,551	45,705	48,256	41,183,410	51,065	41,234,475

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
3 款 民生費		
2 項 児童福祉費		
1 目 児童福祉総務費		
負担金、補助 及び交付金	保育所緊急整備事業補助金	△ 59,980
	子育て支援のための拠点施設整備事業補助金	△ 55,137
	市町村地域子育て特別支援事業補助金	14,050

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成24年度 看護学生等修学資金貸 付金	600,432			平成25年度から 平成29年度まで	600,432			7,200	593,232
平成24年度 西部総合事務所福祉保 健局清掃業務委託	14,454			平成25年度から 平成27年度まで	14,454				14,454



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成24年度 子育て拠点施設等整備事業補助	補正前の額	111,335		平成25年度	111,335			111,335	
	補正額	97,456		平成25年度	97,456			97,456	
	補正後の額	208,791		平成25年度	208,791			208,791	
平成24年度 臨時特例医師確保対策奨学金	補正前の額	151,200		平成25年度から 平成30年度まで	151,200			25,200	126,000
	補正額	21,600		平成25年度から 平成30年度まで	21,600				21,600
	補正後の額	172,800		平成25年度から 平成30年度まで	172,800			25,200	147,600

# 繰越明許費に関する調書

追加

福祉保健部（単位：千円）

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	備考
4 衛生費	4 医薬費	3 保健師等指導管理費	看護師養成機関に関するニーズ調査費	3,636	3,500	調査委託期間が平成25年2月から3か月程度必要であり、年度内の事業完了が困難なため。
		6 鳥取看護専門学校費	鳥取看護専門学校等冷暖房設備改修費	45,705	43,254	冷暖房設備の改修に時間を要することから年度内の事業完了が困難であるため。
福祉保健部一般会計合計				49,341	46,754	

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の設定について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、生活保護法及び社会福祉法の一部が改正され、条例で保護施設及び授産施設の設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、これらの基準を定める。</p> <p>2 概要 (1) 現行基準どおり定めるもの ア 救護施設には施設の長、医師、生活指導員等を置くこと、利用者1人当たりの床面積が3.3平方メートル以上の居室を設け、30人以上の者が一時に利用できる施設であること等の救護施設の職員、設備、運営等の基準を定める。 イ アのほか、更生施設、医療保護施設、授産施設等及び宿所提供施設の職員、設備、運営等の基準を定める。</p> <p>(2) 社会福祉施設等に共通の独自基準を定めるもの ア 利用者に対するサービスについて定期的に自己点検を行い、その結果を利用者に周知することを義務付ける。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 イ 県等が行う検査等に協力することを義務付ける。 ウ 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないよう、また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないよう義務付ける。</p> <p>(3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。</p> <p>【参考】 ※社会福祉施設等に共通の独自基準を規則で定めるよう検討中のもの ・条例で衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずることとして例示されている感染症以外について、熱中症及び食中毒を規定する。 ・条例で整備・保管義務を規定する帳簿及び記録について、その保存年限を規定する。 ・食事の提供を行う際には、県内で生産された農林水産物及び加工された食材等を使用して提供に努めるよう規定する。(食事を提供する施設に限る。)</p>

## 鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、法第38条第1項に規定する保護施設及び社会福祉法第2条第2項第7号に規定する授産施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設に該当するものを除く。以下同じ。）（以下「保護施設等」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 保護施設等は、健全な環境のもとで利用者の意思及び人格を尊重して、適切に利用者の処遇を行うよう努めなければならない。

2 保護施設等は、利用者の処遇についての評価の結果、法第43条第1項の規定による指導等を踏まえ、提供する処遇の向上を図るよう努めなければならない。

### (救護施設等の設備及び運営の基準)

第3条 法第38条第1項第1号に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）及び同項第2号に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）の設備及び運営に関する基準は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、救護施設及び更生施設の設備及び運営に関する基準は、救護施設及び更生施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

### (医療保護施設の設備及び運営の基準)

第4条 法第38条第1項第3号に規定する医療保護施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）その他医療に関する法令に基づき、医療に必要な職員及び設備を有するとともに、適切に運営すること。

(2) 職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。

### (授産施設の設備及び運営の基準)

第5条 法第38条第1項第4号に規定する授産施設及び社会福祉法第2条第2項第7号に規定する授産施設（以下「授産施設」という。）の設備及び運営に関する基準は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、授産施設の設備及び運営に関する基準は、第3条に定める基準に準じて規則で定める。

### (宿所提供施設の設備及び運営の基準)

第6条 法第38条第1項第5号に規定する宿所提供施設の設備及び運営に関する基準は、別表第3のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、法第38条第1項第5号に規定する宿所提供施設の設備及び運営に関する基準は、第3条に定める基準に準じて規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

### 別表第1（第3条関係）

区分	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する場合は、(7)に掲げる職員を置かないことができる。 (1) 施設の長 (2) 医師 (3) 生活指導員 (4) 救護施設にあっては介護職員、更生施設にあっては作業指導員 (5) 看護師又は准看護師 (6) 栄養士

	<p>(7) 調理員</p> <p>2 職員は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>
設備	<p>1 利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）とすること。ただし、平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、この限りでない。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 居室</p> <p>(2) 食堂</p> <p>(3) 集会室</p> <p>(4) 浴室</p> <p>(5) 便所</p> <p>(6) 医務室</p> <p>(7) 調理室</p> <p>(8) 事務室</p> <p>(9) 宿直室</p> <p>(10) 洗濯室又は洗濯場</p> <p>(11) その他規則で定める設備</p> <p>3 居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の居室の定員は、原則として4人以下とすること。</p> <p>(2) 収納設備等を除き、利用者1人当たりの床面積を3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>4 30人以上の者が一時に利用できる規模であること。</p> <p>5 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> <p>6 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、利用者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>
利用者の処遇等	<p>1 利用者の総数のうちに占める被保護者の割合をおおむね80パーセント以上とすること。</p> <p>2 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>3 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>4 利用者の処遇について定期的に自己点検を行い、その結果を利用者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>5 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>
記録の作成及び保存	<p>設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿及び記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者の個人情報等を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。</p>

	2 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、処遇に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。
	3 法第44条第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による検査等に協力すること。

別表第2（第5条関係）

区分	基準
職員の配置	1 施設の長及び作業指導員を置くこと。 2 職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。
設備	1 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1) 作業室 (2) 便所 (3) 事務室 (4) その他規則で定める設備 2 20人以上の人員を利用させることができる規模であること。 3 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、利用者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。
利用者の処遇	利用者には、事業収入から必要経費を控除した額に相当する額の工賃を支払うこと。

別表第3（第6条関係）

区分	基準
職員の配置	1 施設の長を置くこと。 2 施設の長は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。
設備	1 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1) 居室 (2) 浴室 (3) 便所 (4) 面接室 (5) 事務室 (6) その他規則で定める設備 2 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、2以上の世帯に利用させないこと。 3 30人以上の人員を利用させることができる規模であること。 4 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、利用者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。

条 例 名 等	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の設定について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>障害者自立支援法の一部が改正され、条例で障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、本県の実情等を勘案して当該基準を定めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 現行基準どおり定めるもの</p> <p>ア 生活介護を行う場合においては、医師、看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員、サービス管理責任者等を置くこととする。</p> <p>イ 生活介護を行う場合においては、訓練・作業室を設けることとする。</p> <p>ウ その他障害福祉サービス事業等に必要な従業者、設備、運営等の基準を定める。</p> <p>(2) 社会福祉施設等に共通の独自基準を定めるもの</p> <p>ア 利用者に対するサービスについて定期的に自己評価を行い、その結果を利用者等に周知することを義務付ける。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p> <p>イ 県等が行う検査等に協力することを義務付ける。</p> <p>ウ 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないよう、また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないよう義務付ける。</p> <p>(3) 施行期日</p> <p>施行期日は、平成25年4月1日とする。</p> <p>【参考】</p> <p>※社会福祉施設等に共通の独自基準を規則で定めるよう検討中のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例で衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずることとして例示されている感染症以外について、熱中症及び食中毒を規定する。</li> <li>・ 条例で整備・保管義務を規定する帳簿及び記録について、その保存年限を規定する。</li> <li>・ 食事の提供を行う際には、県内で生産された農林水産物及び加工された食材等を使用して提供に努めるよう規定する。(食事を提供する施設に限る。)</li> </ul> <p>※その他独自基準を規則で定めるよう検討中のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護計画の実施状況を把握した上で行う計画の見直しを6か月に1回以上の頻度で行うこととするよう規定する。</li> </ul>